

# 学校教育法と国立大学法人法の改定に反対する

広島大学教職員組合  
執行委員長 西別府 元日

この度の第186回通常国会において学校教育法と国立大学法人法が改定されました。  
広島大学教職員組合は、これら両法の改定に断固として反対します。

学校教育法の改定は、これまでの第93条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」との規定を廃棄し、それを「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」と変更することによって、教授会を学長の単なる諮問機関へと変質させるものです。そして、教授会が意見を述べる事項は「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」のみ明記し、それ以外は「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と学長裁量にすべて委ねています。

日本国憲法第23条は「学問の自由」を定めていますが、この「学問の自由」に関係して最高裁は「大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくから、直接には教授その他の研究者の研究、その結果の発表、研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味する」（ポポロ事件、昭和38年5月22日）と規定しました。この「大学の学問の自由と自治」の根幹を担ってきたのが教授その他の研究者により構成される教授会であり、その具体化として、教授会において入学・卒業の判定や、学位の授与、教育課程の編成、予算、採用・昇任等の教員人事、学部長等の選考、学生の身分等の教育・研究に関する重要な事項についての実質的な審議・決定権を有してきました。

しかるに、この度の学校教育法改定は、これらの審議・決定権を教授会から取りあげて学長等へ移し、教授会を単なる学長等の諮問機関とすることにより、教育・研究活動における大学教員の本源的かつ主体的・自発的な参加・参画権を否定しようとするものです。それは、今後、大学教員が教育・研究に関して主体性を持って取りくめなくなることを意味し、日本国憲法第23条の「学問の自由」に反するとともに、大学教員の専門性と民主制を基礎として真理を探究し、社会発展に寄与する大学本来のあり方を否定するものであり、断固として反対します。

一方、国立大学法人法の改定は、学長選考会議が学長選考基準を定める等の変更をおこなうものです。広島大学教職員組合は、これまで広島大学に対して「在籍する教職員（契約職員を含む）に選挙権を与え、すべての教職員の投票による投票者の過半数の支持を得た者を学長候補者とする事」を要求してきました。それは、参政権が社会的職業やポジションによる差別を設けていないように、大学組織の長を決める学長選挙においても、大学内の職位に関わりなく、大学運営に参加し、大学組織を維持しているすべての教職員が参加することが、もっとも民主的で合理的なものと考えます。また、誰を学長に選ぶかという大学の意志を明確にすることは、大学が外部の干渉を排除し、自治を通じて学問の自由を守る根本です。それゆえ、広島大学が学問の自由の担い手たる大学であり続けるためには、すべての教職員の投票による投票者の過半数の支持を通じた大学の意志の表明が不可欠であると考えます。

しかしながら、この度の改定は、この組合の主張とは全く逆に、学長選考過程から広島大学教職員の意向を更に徹底して排除しようとするものであり、到底、認めることはできません。